

6 消安第 6901 号  
令和 7 年 3 月 6 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用についての一部改正について

このことについて、別添のとおり都道府県知事に通知しましたので、御了知の上、適正かつ円滑な業務の実施をお願いします。

写

6 消安第 6901 号  
令和 7 年 3 月 6 日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用についての一部改正について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 1 の 1 の（5）において、飼料に含まれる飼料添加物の名称を表示しなければならないとされており、同項（注）の 1 において、飼料に含有される飼料添加物の名称の表示については、指定の際に用いられた名称又は広く一般に使用されている名称（以下「一般名」という。）を用いることとされています。

また、当該一般名については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について（令和 6 年 12 月 25 日付け 6 消安第 4973 号農林水産省消費・安全局長通知）により、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 生畜第 1826 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）で定めることとしたところです。

今般、新たに飼料添加物の一般名を追加することとし、運用通知について別紙新旧対照表のとおり一部改正しました。

つきましては、改正内容について御了知の上、貴管下関係者に対して周知徹底をお願いいたします。

- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について(平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知) 一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第2 飼料の製造等に関する規制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基準及び規格</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 成分規格等省令の留意事項</p> <p>ア 別表第1 (飼料関係)</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 飼料一般の表示の基準(成分規格等省令別表第1の1の(5))</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 別表第1の1の(5)のイの(カ)の表示は、その(注)の1及び(注)の2に示された方法により表示すべきこととなるが、その例を示せば次のとおりである。</p> <p>含有する飼料添加物の名称及び量</p> <p>亜鉛バシトラシン 16.8万単位/トン</p> <p>抗菌性物質製剤(プロピオン酸類を除く。)並びに飼料の原材料等に用いた抗酸化剤、プロピオン酸類、ギ酸及びフマル酸(以下「抗酸化剤等」という。)以外の飼料添加物は、その名称のみを表示すること。</p> <p>飼料原材料に用いた抗酸化剤等の量の表示について</p>	<p>第2 飼料の製造等に関する規制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基準及び規格</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 成分規格等省令の留意事項</p> <p>ア 別表第1 (飼料関係)</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 飼料一般の表示の基準(成分規格等省令別表第1の1の(5))</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 別表第1の1の(5)のイの(カ)の表示は、その(注)の1及び(注)の2に示された方法により表示すべきこととなるが、その例を示せば次のとおりである。</p> <p>含有する飼料添加物の名称及び量</p> <p>亜鉛バシトラシン 16.8万単位/トン</p> <p>抗菌性物質製剤(プロピオン酸類を除く。)並びに飼料の原材料等に用いた抗酸化剤、プロピオン酸類、ギ酸及びフマル酸(以下「抗酸化剤等」という。)以外の飼料添加物は、その名称のみを表示すること。</p> <p>飼料原材料に用いた抗酸化剤等の量の表示について</p>

は、飼料（飼料原材料を除く。）に用いることができる抗酸化剤等の総量が規制されていることにかんがみ、確実にその量を表示すること。

飼料に含有される飼料添加物の名称の表示については、指定の際に用いられた名称（以下「指定名称」という。）で表示すること。また、指定名称が飼料の利用者である畜産農家等になじみが薄い場合には、表示本来の目的である飼料中の成分を十分利用者に知らしめることが難しいこと等から、指定名称に代えて広く一般に使用されている名称（以下「一般名」という。）でも表示することができることとされている。この趣旨から、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称を一般名とし、指定名称に代えて一般名を名称として使用すること。ただし、養殖水産動物用配合飼料で粘結剤を用いたものにあつては、粘結剤と一般名で表示する場合であっても併せて飼料添加物名を表示することができるものとする。

飼料添加物名	名 称
(略)	(略)
アルカリ性プロテアーゼ <u>L-アルギニン</u>	たん白質分解酵素 <u>アルギニン</u>
(略)	(略)
カゼインナトリウム <u>L-カルニチン</u>	粘結剤 <u>カルニチン</u>
(略)	(略)

は、飼料（飼料原材料を除く。）に用いることができる抗酸化剤等の総量が規制されていることにかんがみ、確実にその量を表示すること。

飼料に含有される飼料添加物の名称の表示については、指定の際に用いられた名称（以下「指定名称」という。）で表示すること。また、指定名称が飼料の利用者である畜産農家等になじみが薄い場合には、表示本来の目的である飼料中の成分を十分利用者に知らしめることが難しいこと等から、指定名称に代えて広く一般に使用されている名称（以下「一般名」という。）でも表示することができることとされている。この趣旨から、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称を一般名とし、指定名称に代えて一般名を名称として使用すること。ただし、養殖水産動物用配合飼料で粘結剤を用いたものにあつては、粘結剤と一般名で表示する場合であっても併せて飼料添加物名を表示することができるものとする。

飼料添加物名	名 称
(略)	(略)
アルカリ性プロテアーゼ (新設)	たん白質分解酵素 (新設)
(略)	(略)
カゼインナトリウム (新設)	粘結剤 (新設)
(略)	(略)

グリセリン脂肪酸エステル	乳化剤
<u>β-グルカナーゼ</u>	<u>繊維分解酵素</u>
(略)	(略)
2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛	メチオニン水酸化体亜鉛
<u>2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル</u>	<u>メチオニン水酸化体イソプロパノール (HM B i)</u>
(略)	(略)
ニコチン酸アミド	ニコチン酸
<u>3-ニトロオキシプロパノール</u>	<u>3-NOP</u>
バチルス サブチルス	枯草菌
<u>L-バリン</u>	<u>バリン</u>
(略)	(略)
ビタミンE粉末	ビタミンE
<u>25-ヒドロキシコレカルシフェロール</u>	<u>25ヒドロキシビタミンD<sub>3</sub></u>
(略)	(略)

d (略)

(オ) ~ (ケ) (略)

イ (略)

(4) (略)

3 ~ 7 (略)

グリセリン脂肪酸エステル	乳化剤
(新設)	(新設)
(略)	(略)
2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛	メチオニン水酸化体亜鉛
(新設)	(新設)
(略)	(略)
ニコチン酸アミド	ニコチン酸
(新設)	(新設)
バチルス サブチルス	枯草菌
(新設)	(新設)
(略)	(略)
ビタミンE粉末	ビタミンE
(新設)	(新設)
(略)	(略)

d (略)

(オ) ~ (ケ) (略)

イ (略)

(4) (略)

3 ~ 7 (略)